

～ 国際研修 ～

2012年度ベトナム司法制度共同研究 ーベトナム刑事司法制度改革を巡る動き

国際協力部教官

中 村 憲 一

1 共同研究の背景、概要等

法務総合研究所は、2000年から独自に、ベトナム社会主義共和国最高人民検察院（Supreme People's Procuracy¹、以下「SPP」という。）との間で、ベトナム司法制度に関する共同研究を実施し、これまで相互に専門家を派遣し合うなどしてきた²。SPPの権限は、訴追活動や裁判監督にとどまらず、刑事手続関連諸法の起草を含む広い範囲に及んでおり、法務総合研究所は、こうしたSPPの専門家との交流により、ベトナム法制度の改正動向や運用実態、問題点などの最新情報を入手・蓄積し、これを法整備支援活動に生かしてきた。

2012年度の共同研究は、ベトナム刑事訴訟実務の現状と問題点並びにベトナム刑事訴訟法・人民検察院組織法の改正作業の進捗状況及び関連する最新論点をテーマとして、5月23日（水）から同月29日（火）まで実施された（詳細については、別添の日程表を参照されたい）。

今回の共同研究で招へいたベトナム側専門家は以下の2名である。

① ベトナム最高人民検察院人事局副局长，上級検

察官

ホ・ドゥック・アイン氏（Mr. Ho Duc Anh）

② ベトナム最高人民検察院訴追刑事判決監督局
上級検察官，ベトナム南部訴追刑事判決監督部
副部長

グエン・ヴァン・ホップ氏（Mr. Nguyen Van Hop）

以下、上記テーマを共同研究で取り上げた趣旨について簡潔に触れた上で、両名の発表に現れたベトナム刑事司法制度改革を巡る動きを紹介する³。

2 今回のテーマを取り上げた趣旨

ベトナムは、2005年5月及び6月に採択されたベトナム共産党中央委員会政治局48号決議及び同49号決議に基づいて、大規模な法・司法制度改革を実施する途上にある。SPPは、法案起草を担当し、刑事訴訟法及び人民検察院組織法等の刑事手続関連法を所管し、これらの法案起草を担当しているが、刑事訴訟法が2003年に、人民検察院組織法が2002年にそれぞれ成立し、施行から相当年数が経過したことに伴い、両法に関する実務上、理論上の問題点が浮上してきたため、前記48号決議及び同49号決議に基づく司法改革の一環として、現在、刑事訴訟法及び人民検察院組織法の改正作業⁴を行っている。法務総合

¹ 旧ソビエト型の検察院を示す用語として、従来、ベトナム検察院は、これを用いている。

² 本研究については、「SPP交換プログラム」とも呼ばれる。このプログラムが始まった経緯や背景については、本誌42号掲載の「2009年度法総研・ベトナム最高人民検察院交換プログラム」に詳しい。なお、2009年度以降は、諸事情により、ベトナムから専門家を招へいする日本セッションのみが実施されている。

³ 2011年度の共同研究においても、「ベトナム刑事訴訟法及び検察院組織法の改正」をテーマに取り上げており、同研究に関する本誌48号掲載の「ベトナム刑事司法制度の改正動向」も参考にされたい。

⁴ 2014年度初頭の審議・成立を目指している。

研究所は、これまでSPPの要望に応じ、両法の改正作業の参考となる法制度を紹介するなどして改正作業に協力するとともに、検察官マニュアルの作成やパイロット地区における刑事裁判実務改善への支援を通して、捜査・公判実務改革にも寄与してきた。

そこで、今年度は、ベトナム刑事訴訟実務の現状と問題点並びに刑事訴訟法・人民検察院組織法の改正作業の進捗状況及び関連する最新論点をテーマとして取り上げた。

3 ベトナム刑事訴訟実務の現状と問題点並びに刑事訴訟法の改正作業の進捗状況及び関連する最新論点について

グエン・ヴァン・ホップ上級検察官の発表の要旨は、次のとおり。

2003年に制定された現行の刑事訴訟法は、刑事訴訟を当事者間における紛争の解決のためのものと見るのではなく、公共の秩序を維持するためこれを侵害する犯罪に関する判断をする作用であると位置付けており、職権主義的な色彩が強く、客観的な真実発見を重視するものである。

こうした点は、現行の刑事訴訟法において、捜査段階のみならず、公判段階においても、捜査手段がとられる点にも表れている。また、訴訟に関与する主体を、訴訟遂行主体（捜査機関、検察院、裁判所）と訴訟参加主体（被暫定留置人⁵、被疑者、被告人、被害者、民事原告、利害関係者、弁護人、証人、通訳人、鑑定人など）とに分け、訴訟遂行主体が犯罪を証明する全ての権限を任せられ、これを独占していると解されている点にも表れている。

一方、訴訟参加主体である被疑者・被告人は、これら訴訟遂行主体と対置されており、刑事訴訟の各段階において、これらの者を擁護する弁護人の地位を強化する必要があった。そこで、例えば、弁護人は、被疑者・被告人にとどまらず、立件の段階から

参加でき、あるいは、緊急逮捕・現行犯逮捕の場合には、被暫定留置の決定がされた時から参加することができることとされた（刑事訴訟法48ないし50条）。また、弁護人は、被暫定留置人・被疑者の取調べやその他の捜査活動にも立ち会うことができ、参加した訴訟に関する調書も閲覧できるとされた（刑事訴訟法58条）。

しかしながら、実態として、弁護人の権限が必ずしも保護されているとはいえず、例えば、弁護人が被疑者と接見するために捜査機関に赴いても、捜査機関が会わせないよう様々な措置を講じることがある。



意見交換の様子

こうした実態も踏まえた、新しい刑事訴訟の方向性として、以下のとおり、当事者主義の核心のうち良い部分を取り入れることなどを検討している。

① 裁判における訴追、弁護、裁判の3つの機能の分配

従前、捜査機関・検察官が訴追機能を、被暫定留置人・被疑者・被告人・弁護人が弁護機能を、裁判所が、裁判機能のほか、訴追⁶・弁護の両機能を担うものとされてきた。

しかし、裁判所は、裁判機能の遂行に徹し、訴追機能は担わないこととし、また、捜査機関・検察官は、訴追と弁護の機能を担い、訴追のための

⁵ 刑事訴訟法48条参照。

⁶ 裁判官は、補充捜査が必要な場合、別の犯罪を犯していると信じる根拠がある場合、又は、捜査段階における重大な手続違反を発見した場合、事件記録を検察院に差し戻す（刑事訴訟法179条）。

証拠と弁護のための証拠の双方を収集しなければならないこととする。検察官は、法律遵守を監督する責任をも負っており、その役割を強化する。

これと併せて、訴訟遂行主体、訴訟参加主体といった分類はやめる。

② 犯罪の証明責任、起訴選択

無罪推定の原則を取り入れることを検討し⁷、犯罪の証明は訴追側すなわち検察官にあることを明示する。

その一方で、起訴強制をとってきたが、起訴すべきか否かにつき、検察官の裁量を認める（ただし、訴因の選択を認めるものではない。）。

③ 尋問の順序

公判では、まず検察官・弁護人が尋問を行い、不明確な点がある場合、または、判決に至るまでの根拠が不十分な場合、裁判長は、検察官または弁護人に対して、更に尋問を継続するよう求める。

④ 両当事者の平等が保てるような仕組みの確立

自らの権限を遂行し、検察側と対等な議論ができるよう、被疑者・被告人に対し、法的な権限を与える。すなわち、自らの無罪を証明する権限、または、自分の罪を軽くするための証明をする権限に関する規定を置く。

また、裁判所は、検察官、弁護人いずれの要請に対しても平等に応答し、根拠がある場合には、要請を認めなければならないものとする。

さらに、当事者が手続規定に反する行為を行った場合に制裁するような策も講じる。

⑤ その他訴訟手続の改善

より民主的な弁論を、検察側も弁護側もできるようにする。

4 人民検察院組織法の改正作業の進捗状況及び関連する最新論点について

⁷ 刑事訴訟法9条は、「何人も、裁判所の有罪判決が法的効力を発生するまで有罪とみなされず、処罰されない。」と規定している。

ホ・ドゥック・アイン副局長による発表の要旨は次のとおり。

ベトナムでは、現行の1992年憲法において検察院に関する規定が置かれているが、近々憲法改正が予定されており、これに応じて、人民検察院組織法も改正される見込みである。

今後の法改正の方向性としては、以下の4点を挙げるができる。

- I ベトナムでは、民主集中原則が採用され、また、共産党が唯一の指導政党とされており、共産党の司法改革の方針に従う。
- II 前述のとおり、憲法の改正作業中であり、改正憲法に適合する法改正とする。
- III 現行2002年人民検察院組織法、人民検察院に関する国会令、軍事検察院に関する国会令の3つの法規範文書を基本として、これらを法典化する。
- IV 現在の実務を踏まえつつ、世界各国（日本を含む。）の経験を参考に包括的な改正を行うが、ベトナムの法文化・伝統に適合するものとする。



奥左：ホ・ドゥック・アイン副長、
奥右：グエン・ヴァン・ホップ上級検察官

そして、法改正に関しては、以下の5つの制度を内容とする方向で議論が進んでいる。

① 検察院の位置・機能・任務等について

検察院の位置付けについては、現行憲法上、統治機構において独立した機関とされているが、これを維持する⁸。

⁸ 司法省の直轄下に置く、あるいは、政府（内閣）の下に

検察院が担う基本的機能は、従前どおり、公訴権の遂行と司法活動の監督の2つであるが、これを遂行するための具体的な任務については、以後の改正の要請に応じやすいよう別に法律を設けて規定する。

② 検察院の組織について

現状、検察院には、人民検察院と軍事検察院の2つの形態があり、人民検察院については、最高・省級・県級の3階級となっているが、これに高等人民検察院⁹を加え、最高・高等・省級・県級の4階級とする（人民裁判所もこれに対応して4階級となる。）。

ベトナムにおいては、二審制が採用され、原則として刑の上限が懲役15年以下の犯罪の第一審を県級人民裁判所が、県級人民裁判所が管轄しない犯罪の第一審を省級人民裁判所がそれぞれ行っている¹⁰。従来、最高人民裁判所は、省級裁判所の第一審判決に対する控訴審、監督審¹¹及び再審を担当してきたが、これらは高等人民裁判所に移行するため、法改正後は、高等裁判所の判決に対する監督審・再審のみを担当する¹²。その結果、最高人民裁判所に対応するSPPの負担も軽減されるため、下級の人民検察院に対するより一層の指導が可能となる。

原則として、人民検察院は、各レベルの民選機関（国会、省人民評議会、県人民評議会）の監督に服するが、県級については、複数の県を統合する（いわば区域人民検察院になる。）ことから、県

人民評議会への報告は行わないこととなる。これにより、県級人民検察院の政治権力からの独立が強化される。

なお、高等人民検察院は、省級以下の検察院に対し、業務に関する指導・監督を行うが、人事に関する監督は行わない¹³。

③ 検察院における人事制度の変更について

軍事検察院については、特段の変更はないが、人民検察院においては、高等検察院の創設に伴い、検察官の階級を改める。

すなわち、現在、検察官の階級は、SPP検察官・省級人民検察院検察官・県級人民検察院検察官の3階級であるが、これを、SPP検察官・高級検察官・中級検察官・初級検察官の4階級にすることを検討している。そして、県級人民検察院に、初級・中級検察官を置き、中級検察官が初級検察官を指導し、省級人民検察院に、中級・高級検察官を置き、高級検察官が中級検察官を指導し、高等人民検察院に高級検察官とSPP検察官を置き、SPP検察官が高級検察官を指導する体制をとる。

また、現在、検察官の任期については、5年間で規定され¹⁴、再任を繰り返しているが、任期を長くするか、任期を撤廃する方向で検討している。

④ 検察官任命のシステムについて

現在、人民検察院の職員については、採用試験を実施することなく選考しているが、日本のような採用試験を実施した上、SPP長官が任命するシステムとすることで、職員の質の向上と選考のための煩雑な手続の省力化を図りたい¹⁵。

置くなどの意見もあるが、独立機関とすることで概ね賛同が得られている。

⁹ 全国を3つの地域に分け、i 北部と中部の北側、ii 中部の南側と西側高原地域、iii 南部のそれぞれに高等検察院を置く。

¹⁰ 刑事訴訟法170条1項・2項、刑法8条3項。

¹¹ 監督審とは、法的効力が発生した判決等に対し、重大な法律違反を理由に異議を申し立て再検討を求める制度である（刑事訴訟法272条以下）。

¹² 法改正後は、省級人民裁判所では監督審は行わない見込み。高等人民裁判所の監督審判決に対し、さらに最高人民裁判所の裁判官評議会が監督審を行う。

¹³ 人事に関し、県級人民検察院に対する監督は、省級人民検察院長官が行い、高等・省各人民検察院に対する監督は最高人民検察院長官が行う。高等人民検察院の長官には、人事に関する権限が与えられないことに注意。

¹⁴ 人民検察院組織法44条。

¹⁵ 研修について、司法省は、傘下の国家司法学院で統一的に、裁判官・検察官・弁護士の研修を行いたいとしているが、同学院の研修では質・量ともに検察院のニーズに合わないため、検察院では、「検察大学」を設立し、その卒業生が検察官・検察院職員となるようにしたいと考えているとのこと。

⑤ 検察官の活動を保障するための条件整備について

日本の検察官の給与制度を参考にしつつ、ベトナムの検察官の給与・待遇の改善を検討している。

5 最後に

本稿におけるベトナム刑事訴訟法及び人民検察院組織法の改正の方向性は、あくまでもSPPの考えであり、これが最終的にどのような法改正にたどり着くのかについては、今後の推移を見守る必要がある。特に、ベトナムでは、2013年に憲法改正を予定しており、この時点で、検察院の統治機構における位置付けが確定することになるため、その後に行われる刑事手続関連諸法の内容は、これに沿ったものとなる。

また、刑事訴訟法の改正においては、当事者主義的な制度を一部取り入れることを目指しているようであるが、従来、職権主義的な色彩の強い制度の下、そうした訴訟の運用がされてきており、実務家はそれに慣れ親しんでおり、当事者主義的な制度を取り入れるとしても、その定着には歳月を要するものと思われる。そうした意味では、法改正後の裁判実務運用改善において、日本の支援を求められる局面が訪れるかもしれない、その意味でも、今後の法改正を巡る動きを注意深く見守る必要があるだろう。

ベトナム最高人民検察院専門家招へい日程表

〔教官：中村教官，松原教官 専門官：菅原専門官，堀専門官〕

月 日	曜	9:30 12:30	14:00 17:00	備考
5 23	水	来日 (0:20 ハノイ発 VN330便) 関空着 (6:40)	15:00～ オリエンテーション 国際協力部教官 4Fセミナー室	
5 24	木	10:00～ 講義「日本の刑事手続について」 国際協力部教官 4Fセミナー室	14:00～ 大阪高検 検事長表敬 検事長室	14:30～ 招へい専門家発表 I「ベトナム刑事訴訟実務の現状と問題点について」 II「ベトナム刑事訴訟法・人民検察院組織法改正作業の進捗状況及び関連する最新論点について」 4Fセミナー室
5 25	金	10:00～ 神戸地裁見学	14:00～ 国際協力部教官との意見交換	4Fセミナー室
5 26	土			
5 27	日	千葉へ移動		
5 28	月	10:00～ 千葉地検	14:00～ 発表準備	16:00～ 招へい専門家発表 「ベトナム刑事手続について」 アパホテル 東京幕張ベイ
5 29	火	10:00～ 千葉刑務所見学	14:00～ 総括質疑応答	
5 30	水	離日 (10:30 成田国際空港発 VN311便) ハノイ着 (14:15)		